

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

住 所 秋田市飯島字古道下川端217-9

氏 名 秋田製錬株式会

代表取締役社長 福田 健作

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 018-846-1121



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋田製錬株式会社
事業場の所在地	秋田市飯島字古道下川端217-9
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	非鉄製錬製造業
② 事業の規模	27,647,529千円(2022年度売上高)
③ 従業員数	234人(2023年6月1日)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙-2			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙-3			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙-3			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
別紙-3			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
別紙-3			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙-3			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 ー 2による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(別紙-3)

【前年度(2022年度)実績】

産業廃棄物の種類	① 鉱滓	② 汚泥 (汚泥石膏)	③ 廃プラスチック類	④ ガラス陶器 くず	⑤ 木くず	⑥ 廃油	⑦ がれき類	⑧ 汚泥 (その他)	⑨ 廃酸	⑩ 金属くず	計
排出量	0.00	76.38	205.80	173.27	57.4	37.24	124.41	631.08	0.00	0.43	1,306.01

①現状 (これまでに実施した取組)

- ②、③に関しては原料中の組成によって大きく違ってくるため、工場から排出される前の水分量の減に務めている。
- 他の廃棄物については⑤は熱回収可能事業所へ処理を依頼し廃棄物の有効利用を実施している。

【目標】

産業廃棄物の種類	① 鉱滓	② 汚泥 (汚泥石膏)	③ 廃プラスチック類	④ ガラス陶器 くず	⑤ 木くず	⑥ 廃油	⑦ がれき類	⑧ 汚泥 (その他)	⑨ 廃酸	⑩ 金属くず	計
排出量	0.00	74.85	201.68	169.80	56.25	36.50	121.92	618.46	0.00	0.42	1,279.89

②計画 (今後実施する予定の取組)

- ・ 上記(1.2)を今後実施して行く。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

1. 建設、及び補修工事で発生する解体の分別(③、⑦等)。
2. ⑥については再生できるものについては現在も実施している。

①現状

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 上記(1.2)を今後実施して行く。

②計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】

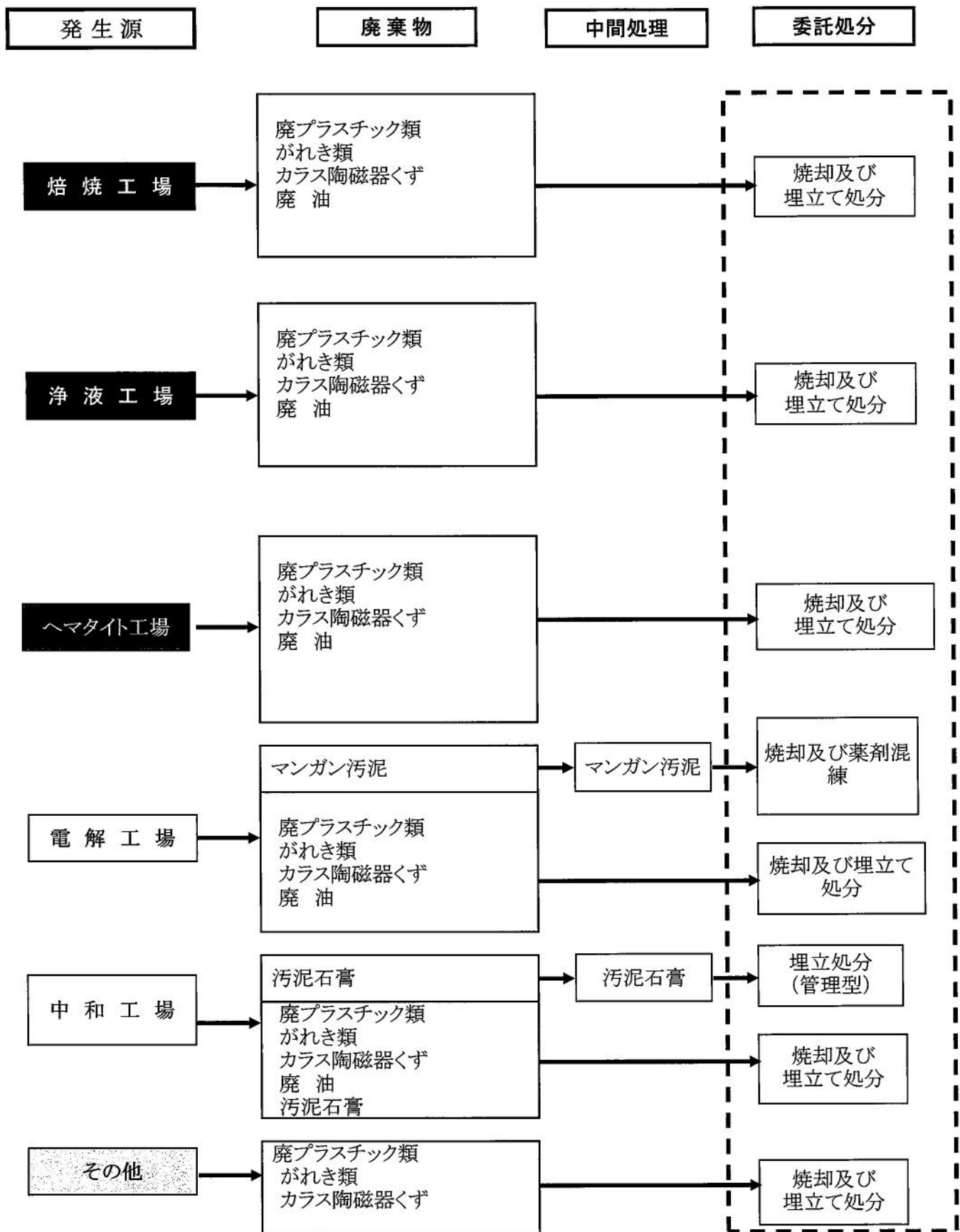
産業廃棄物の種類	①鉛滓	②汚泥 (汚泥石膏)	③廃プラスチック類	④ガラス陶器 くず	⑤木くず	⑥廃油	⑦がれき類	⑧汚泥 (その他)	⑨廃酸	⑩金属くず	計
全処理委託量	0.00	74.85	201.68	169.80	56.25	36.50	121.92	618.46	0.00	0.42	1,279.89
優良認定処理業者 への処理委託量	0.00	74.85	201.68	169.80	0.00	0.00	121.92	618.46	0.00	0.42	1,187.14
再生利用業者へ の処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	36.50	0.00	0.00	0.00	0.00	36.50
認定熱回収業者 への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	56.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	56.25
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(今後実施する予定の取組)

- ・ 今後も優良認定処理業者への処理を委託する。

※事務処理欄

④産業廃棄物の一連の処理の工程



--- 委託処理部分の範囲

→ 廃棄物の流れ

(管理体制図)

統括責任者		所 属: 環境安全部	職・氏名: 部 長
廃棄物担当		組織名: 環境安全部 組織人数: 6 名	
役割	環境安全部	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・統括責任者 ・責任者	
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項	
<pre> graph TD A[廃棄物管理組織] --> B[廃棄物処理統括責任者] B --> C[環境安全部 (廃棄物管理責任者)] C --> D[各現場廃棄物担当者] C --> E[関連会社及び協力会社担当者] </pre>			